

山梨県公報

第二千五百五十九号

平成二十七年

十一月十六日

月 曜 日

目次

告示

○保安林の指定の解除の予定……………七三五
○建築基準法に基づく道路位置指定……………七三五

公告

○大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出……………七三五
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………七三六
○開発行為に関する工事の完了について……………七三六

その他

○漁業法による水産動植物の取扱いの制限……………七三七

告示

山梨県告示第三百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年十一月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 解除に係る保安林の所在場所
南巨摩郡身延町下田原字一枚山八六の二、一三一、一五四、一六〇の二、一六〇の三(以上五筆国有林。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山梨県告示第三百八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定の年月日

平成二十七年十一月十六日

二 指定道路の位置

韮崎市藤井町北下條字上横屋四百六十二番四

三 指定道路の幅員

六・〇メートル

四 指定道路の延長

三十一・七六メートル

公告

●大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二

2 住所

山梨県甲府市徳行二丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 オギノ塩山店

(二) 所在地 山梨県甲州市塩山上於曾八百二十五番地

2 廃止前の店舗面積の合計

二千七百平方メートル

3 廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

4 店舗面積の合計を千平方メートル以下に変更する日

平成二十八年三月三十一日
届出年月日
平成二十七年十月二十九日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年三月十六日まで縦覧に供する。
平成二十七年十一月十六日

一 届出者 山梨県知事 後 藤 齋

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社オキノホールディングス 代表取締役 荻野寛二

2 住所 山梨県甲府市徳行二丁目二番十八号

二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 オキノ塩山店

(二) 所在地 山梨県甲府市塩山上於曾八百五十三番一
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(一) 名称及び代表者の氏名 株式会社オキノ 代表取締役 荻野寛二
(二) 住所 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年六月三十日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千八百十六平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 百九台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 二十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 面積 五十七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 容量 六十五立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(1) 開店時刻 午前九時
(2) 閉店時刻 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(1) 数 二箇所
(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

三 届出年月日 平成二十七年十月二十九日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県民情報センター

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十七年十一月十六日
山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
笛吹市御坂町上黒駒字横堰一〇四八の一、一〇四八の七、一〇四八の八、一一〇三の二、一一〇四の一、一一〇四の三、一一〇六の一、一一〇七、一一〇八の一、一一〇八の三、一一〇九の一、一一〇九の四及び一一一〇の一の区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市下今井八十九番地 有限会社上野油店 代表取締役 上野 和彦

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、山梨県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり制限する。

平成二十七年十一月十六日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 平 山 公 明

一 指示の内容

1 放流の制限

山梨県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

2 持出しの制限

山梨県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

- (一) 公的研究機関が試験研究の用に供する場合
- (二) 採捕したコイのエラを除去した場合
- (三) 漁業権に基づきコイが採捕されている漁場においてコイを採捕し、当該漁場の流域（山梨県内水面漁場管理委員会が別に指定する流域を除く。）内で食用に供する場合

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面

三 指示の期間

平成二十七年十一月十七日から平成二十八年十一月十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番